

二段階審査方式（公募型プロポーザル）による夢洲第2期区域開発事業者募集 実施要領 新旧対照表

頁	該当箇所	変更前	変更後
－	目次	－	V. 開発事業予定者選定後の手続き
7	(1)	なお、企業グループの構成員が本実施要領及び本募集に基づいて締結する契約・協定等において定められた事項に反した場合には、その全員が、連帯してその責任を負うものとします。	記載位置の修正
17	(ウ)	・計画提案書（副本）については、法人名・テナント名等が特定される表現は不可とします。ロゴマーク等についても一切記入しないでください。 ・提案内容、表現などで不可とされたものが記載されている場合や、判読が困難な記載のある計画提案書（副本）については、府市において黒塗りする場合や審査の対象外とする場合があります。	・計画提案書（正本）にのみ、応募者の法人名（企業グループの場合は代表企業）を認識が可能な部分に記載してください。 ・正本・副本ともに応募者名表示（申請団体の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績の施設名、実施イベント名称、資本関係等）があれば黒塗りするなど、応募者が推定できる記載は行わないでください。また、法人名・テナント名等が特定される表現は不可とします。ロゴマーク等についても一切記入しないでください。 ・提案内容、表現などで不可とされたものが記載されている場合や、判読が困難な記載のある計画提案書については、府市において黒塗りする場合や審査の対象外とする場合があります。